関西労働者安全センター

2007. 3.10 発行〈通巻第367号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602 TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278 郵便振替口座 00960-7-315742 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp ホームページ: http://www.geocities.jp/koshc2000/



●旧国鉄アスベスト損害賠償裁判提訴!	
10万人の元労働者への注意を喚起	2
●N汽船元船員、アスベスト被害で	
退職22年後、死亡7年後に認定	4
●船会社を転々、難しいアスベストばく露の確認	6
●アスベスト報道ダイジェスト2007年2月	8
●同じ使用者の下で働く労働者の莫大な格差	
地方自治体の非常勤職員の場合	•
●頸肩腕障害をはじめとした上肢障害認定マニュアルのご案内 …	
●前線から(ニュース)	16

2月の新聞記事から/19

表紙/旧国鉄アスベスト損賠裁判提訴記者会見 1月29日 (左より古川弁護士、原告の大前麻衣さん、今給黎弁護士)

旧国鉄アスベスト損害賠償裁判提訴! 10万人の元労働者への注意を喚起

1月29日(月)午後1時半、旧国鉄大船工場で24年間電車等の修理・改造作業に従事し、悪性胸膜中皮腫で亡くなった加藤進さんの損害賠償裁判が横浜地方裁判所に提訴された(第7民事部平成19年(ワ)第276号)。JR・旧国鉄、民間の鉄道会社を通じてはじめてのアスベスト裁判だ。旧国鉄の地位を継承した独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(国鉄清算事業本部)に対して死亡慰謝料など3245万円を損害賠償請求するもので、原告は故加藤進さんの遺族であり、娘である大前麻衣さんだ。

訴状では、旧国鉄の安全配慮義務違反として、①アスベストの代替品を使用することなく漫然とアスベストを使用していた、②アスベスト粉じん対策を怠っていた、③防じんマスクや防護服などに着用を義務けることをしなかった、④湿化などアスベスト粉じんの飛散防止を怠った、⑤局所排気装置による対策をとらなかった、⑥安全教育する義務を怠った、などの点を挙げて、被告である旧国鉄の債務不履行による損害賠償の責任を問うている。また、旧国鉄が注意義務を怠った過失があり、民法709条の不法行為による損害賠償も負うとしている。

故加藤進さんも生前に「抵抗器の吹くと

き、ホコリがひどく」「石綿の断熱材を巻いたパイプを梃子で抜いて破砕して落とすと、白い粉(アスベスト)が周辺に飛び散った。マスクもないので、ホコリや白い粉をたくさん吸い込んだ。」と語っていたことから、旧国鉄が安全配慮義務を怠っていたことは明らかだ。

まだ眠っているアスベスト被害の 掘り起こしを

提訴後、午後2時より横浜弁護士会5階 の大会議室で記者会見した。提訴にあわせ てJR関内駅南口でビラ撒きをした支援団 体のメンバーが入ると広い会議室も一杯に なった。記者会見では、弁護団の代表格であ る古川武志弁護士が本件訴訟の主旨を説明 した。「個別救済(遺族に対する十分な補償) にとどまらず、多くの企業がアスベスト被 害者の労災上積みを補償するようになった 流れの中で、被告である支援機構(国鉄清算 事業本部) は、これを頑として認めようとし ない。そのために本件訴訟で勝利して、上積 み補償の制度をつくらせたいこと。また、ア スベスト問題についての関心が低くなって いる中で、被害の広がりと深さを、この訴訟 を通じて、社会に示したい。合わせて旧国

鉄・JRでまだ眠っているアスベスト被害 を掘り起こしたい。」などのことを訴訟の目 的としていることを強調した。

原告の大前麻衣さんは、「父は自分がなぜ 中皮腫になったかもわからないまま亡く なった。裁判を通じて、父と同じ病気になる 可能性のあるたくさんの同僚の方々にアス ベストの危険や被害のことをもっと知って ほしい。」と訴えた。

わずか 167 件の請求で認定 67 件

夜のNHKのニュースウォッチ9では、 麻衣さんがアスベストの危険を知らされず に中皮腫でなくなった父への思いを涙ぐん で語る場面もあり、「全国の元同僚10万人 に危険性を知ってもらいたい」という麻衣 さんの記者会見での切なる訴えは十分に伝 わったと思う。これに対して、支援機構(国 鉄清算事業本部)は、当初25日(木)のN HKニュースでは「当時から安全管理に力 を入れていた」とコメントしていたにもか かわらず、提訴当日になって「訴状を見てい ないのでコメントできない」とコメントし なおすなど対応に混乱が見られた。また、読 売新聞の記事(1月30日付け)では、旧国 鉄に上積補償がなく、JRなどと格差があ ることについて、「公金は使えない」とコメ ントするなど、アスベスト被害の上積補償 を認めていく社会の流れに逆行する考え方 を示してる。その支援機構 (国鉄清算事業本 部)は、裁判提訴直後に、それまで各所属職 場ごとの業務災害の認定件数しかホーム ページ (http://www.jnrsh.jrtt.go.jp/) で

公開していなかったものを全面的に改訂した。それによると、請求件数167件でうち認定は67件、不認定が45件、審査中が55件となっており、まだまだ請求件数も少なく、認定率も60%程度と低いままにとどまっているようだ。

この結果を見ても、旧国鉄の10万人に上ると言われる石綿曝暴露作業従事者に対する周知がまったく不十分なことは明らかだ。旧国鉄アスベスト裁判に大きな支援をお願いするとともに全国の旧国鉄・JRのアスベスト被害者の掘り起こしをさらに押し進められるようご協力をお願いしたい。なお、第1回口頭弁論期日は3月27日(火)午後1時半横浜地裁1階101号法廷となった。

(神奈川労災職業病センター)

続 報

第1回口頭弁論期日の3月27日、同じ く旧国鉄の元労働者の小林忠美さんが機構 とJR貨物に損害賠償を求める裁判を提訴 した。小林さんは、2004年に悪性胸膜中 皮腫の診断を受け、現在も闘病中。故加藤進 中皮腫裁判とともに旧国鉄アスベスト裁判 として両裁判が同一期日で並行して行われ ることになった。

加藤裁判の口頭弁論は、80名の支援者が傍聴、大前麻衣さんと今給黎弁護士が意見陳述した。しかし、被告は法廷には現れなかった。加藤裁判の第2回口頭弁論の期日は6月28日(木)午後4時。

N汽船元船員、アスベスト被害で 退職22年後、死亡7年後に認定

N汽船で働いていたTさんは、約35年間船に乗船し機関部の仕事を担い、1984年定年退職された。その後、1996年に体の調子をくずされ、胸膜中皮腫と診断され治療を続けられたが1999年10月に亡くなられた。

遺族が個人で手続きをしようとしたものの、制度の複雑さや亡くなってから7年が経過していることから、自分たちだけで申請手続きできず、労安センターに相談に来られ一緒に認定にむけて取り組むこととなった。

船員の労災認定は特別

船員の人たちは、その職務の特殊性から 医療保険は通常の健康保険に加入するので はなく船員保険に加入する。そして、この船 員保険は雇用保険と労災保険を含んだ総合 保険制度となっている。そうしたことから、 船員の労災認定は、労災保険法の適用では なく船員保険法の「職務上給付」での取り扱 いとなる。

そして、労災保険との大きな違いは、医療 保険制度の一部として労災保険部分を取り 扱うことから時効が無いということだ。で すから、労災保険法のように5年、2年とい う時効の壁がないとうことになる。

会社のミスで手続きが遅れる

Mさんの遺族は、昨年の「クボタショック」でアスベストによる被害を知り、Mさんの死亡原因が悪性胸膜中皮腫であったことから労災の手続きを始められた。しかし、問い合わせを行った会社は、法律を正確に調べることなく「5年を経過しているので時効」であり労災請求できないとの回答をしてしまった。このことにより、Mさんの遺族は労災申請をいったんはあきらめてしまった。

そうしたなか、今年に入りアスベスト新法での適用になるのではないかと労基署に相談したところ、船員保険への加入者については労災保険ではなく「船員保険職務上給付」の対象になるということで3月に兵庫社会保険事務局保険課船員保険係に相談をした。そのなかで、船員保険には時効はないことから、職務上の手続きができるとのことで申請手続きを行うこととなった。

船舶でのアスベスト被害の概要

船舶では、主に機関室内のボイラー周辺

や蒸気管の断熱材やパッキン、調理場など にアスベストが使用をされていた。特に戦 後すぐの船舶は、機関室内は大量に粉が 舞っている状態にあったと言われている。 また、新造船艤装や修繕作業では、船員も立 ち会い作業を行うが、造船所では吹き付け られたアスベストが飛散するなかで作業が 行われていた。

船員の間では、アスベストが使用されていることは知らされていたが、その危険性については知識が無く、マスクなどをつけずに作業がされていた。

退職22年後、死亡7年後で認定勝ちとる

Mさんは、1996年に病理検査を行い 胸膜中皮腫と診断されていた。その結果から船員保険職務上給付の申請を行うことと なった(受給者である本人が死亡している ことから、職務上遺族年金としての申請)。 しかし、死亡後7年を経過していることから、申立書や同僚証明など必要な書類を準備していく困難性は当初から予想された。

遺族の方とともに申立書を作成、同僚証明については会社が準備することとなった。また、Mさんのカルテは保管期限5年を過ぎていたが、病院側が労災関係で必要な可能性があるかもと善意で残してくれていたこともあり、病理検査の結果などを提出することができた。

しかし、社会保険庁からは、胸部エックス 線写真または医師の所見の提出を求められ た。病院側もさすがにエックス線写真は保 存しておらず、ましてや無いエックス線写 真の所見などは書いてくれるはずはない。 このことについては、カルテから判断をし てもらうように要望し、対処されることと なった。

また、認定そのものには時効はないものの支給については会計法上の時効が適用され5年しか遡ることができない。そうしたことから、遺族がはじめて船員保険に相談をした3月24日を受付日として取り扱いをはかっていくことが確認された。

こうした手続きを進め、昨年10月初め に船員保険職務上遺族年金の認定が行われ た。退職後22年、死亡後7年という画期的 な認定を勝ちとることができた。

しかし、N汽船が法律を正しく認識していれば2005年8月には手続きが行われていたはずであり、本来であればあと7カ月間分の職務上遺族年金の支給を受けることができた。これは、会社だけのミスということではなく、船舶にアスベストが使用され被害者がでていることは、厚生労働省など関係機関も分かっていることであり、時効がないということも含め的確な行政指導が行われていれば起こらなかったミスといえる。

今回のMさんの認定をきっかけに、船舶 に乗船していた労働者のアスベスト被害の 対策が進んでいくことが大きな課題といえ る。

(ひょうご労働安全衛生センター)

船会社を転々 難しいアスベストばく露の確認

兵庫県芦屋市にある「芦屋市立芦屋病院」 でアスベストによる肺がんで闘病中の船員 がいる。彼、吉村省三さんは昭和21年に山 口県萩市で生まれて、その後家族とともに 神戸市に転居してきた。そして、児島海員学 校を卒業後船員になった。吉村さんが船に 乗り始めた当初、気象観測線「春風丸」にも 一年間乗船していたという。多くの船会社 に勤務したが主として内航・限定近海の船 に乗った。吉村さんは繰機手・機関士として 永年働いてきた。しかし、ある時荒れた海の 航海中に胸を強打して治療を受ける事に なった。皮肉にもその時の治療検査で「肺が ん」が見つかったのだ。彼の胸にはアスベス トを吸ったときに出来る「胸膜プラーク」が 確認されている。明らかな「アスベストによ る肺がん」なのに労災申請の段階で大変に 苦労している。というのは、彼は大手の船会 社で永年勤務してきた方たちとは違って 「同僚証言者探し」に苦労し、そして心ある 同僚証言者が得られても船舶会社から「昔 の事で資料が無い」、「どの様な作業をして いたのか解からない」という返事。吉村さん の話を聞き、建設関係のアスベスト被害者 の方達の事が私の頭に浮かんできた。彼ら も吉村さんと同じく現場を転々として働き、 その結果アスベストが原因で病気になった

けれども昔の事を証明してくれる事業主はいない。吉村さんが働いて年金を掛けてきたことを証明する「年金記録」には20数箇所の船会社が記載されているが、その多くは既に存在していない。そして現在、社会保険事務局の船員保険課からは該当船会社への問い合わせが出されているが返事は未だ来ない。一日も早く、それぞれの船会社が過去の作業内容の証言をしてほしいものだ。素人の私でさえ、かつて機関部にはアスベストが使用されていて、船を動かすためには船員さん達が狭い船内で作業をし、大量のアスベストを吸入したことは理解できる。

吉村さんの仕事のお話は、日本郵船のOB会の方達から聞いている内容と全く同じだ。コロッパス・ファイヤーマン・オイラーマン、とかつて故笠原昭雄さんから聞いた



吉村さんの厚生年金記録と船員手帳

話と同じ言葉が氾濫していた。

そして現在、日本郵船〇B会の方達が訴えている「船員手帳があれば同僚証言なんか必要ないんだ。船に乗って航海に出れば、皆で働かなければ船を動かす事も出来ないし、太平洋の真ん中で仕事をサボる事も出来ない。船に乗船していたというその事実以外に何の証明がいるのか」という言葉はまさにその通りだ。

吉村さんが乗船したのは、阪急汽船・八伸船舶・オリエンタル船舶・三恵海事工業・八 光海運など他にも書ききれないくらい有る が近年では、幸盛海運・昌和鉱油、が挙げられる。吉村さんの「被保険者記録」に記入されている多くの船会社の名前を見ていると、何故、船員手帳を所持していることが仕事の証明にならないのか不思議だ。改めて、船員さんの実態を知ろうとしていない行政の怠慢さを感じた。重ねて言いたい。船員手帳をもって、業務内容の証明としなければい けない。もしも船員手帳を紛失していたら その時に初めて「元同僚証言」が必要なので はないだろうか。

アスベスト吸入後数十年も経って発症する「遅発性疾病」の問題は、一般の労働災害 とは異なった対応が必要だと痛感させられ ている。

病院でお話を伺っている間も点滴の チューブは付けたままで、その管から痛み 止めの薬は24時間投与されている。発病 から約6ヶ月。収入の道を絶たれた吉村さ んは病院での治療費支払いを待ってもらっ ている。

「その当時はアスベストが危険だと知らされていなかった。自分達は何も知らないで働いてきた。国はちゃんと責任を取って欲しい」と吉村さんは何回も訴えたのが印象的だった。

*記事の編集作業中に無事認定されたとの知らせがあった。



編集/『明日をください』出版委員会 発行/アットワークス

Tel:06-6920-8626 Fax:06-6944-9807

(http://www.atworx.co.jp/works/pub/ashita.html)

B5版108ページ 定価1575円(送料別)

今井 明 写真・文 でないことの思いをつなぐフォトドキュ明日への思いをつなぐフォトドキュ明日への思いをつなぐフォトドキュ

アスベスト報道ダイジェスト 2007年2月

- 2/1 王子製紙と子会社の王子特殊紙、王子板紙が、石綿を吸った元従業員に対して、中皮腫などの病気を発症していなくても、「健康不安」に配慮する形で100万円の見舞金を払っていることが分かった。労働局が石綿を吸った労働者に交付する健康管理手帳の取得が条件。06年2月、石綿疾患で死亡した従業員や退職者に最高3000万円を支払う「アスベスト災害特別補償規定」を作成。その中に設けられた。王子特殊紙ではこれまでに60人近くに支払われたという。
- 2/5 神戸港で荷揚げ作業に従事し、中皮腫で死亡した三井倉庫元従業員の遺族が、荷揚げで扱った石綿を吸ったのが原因として、同社に慰謝料など計約4800万円の支払いを求め神戸地裁に提訴。
- 2/6 政府のアスベスト対策として、主に民間建築物での飛散を防ごうと、国土交通省が予算化した除去費などの補助金が、民間の対策に十分生かされず、自治体の公共施設に偏ってつかわれていることが分かった。05-06年度に自治体に渡る国費が34億円を超える一方、民間には7分の1の約4億7500万円にとどまる。国交省の意に反して民間への補助制度を設けない自治体が多いためで、国と地方の足並みの乱れが民間の石綿除去の促進を阻む形になっている。

アスベストによる健康被害で、日本通運が、被害者、遺族側に説明のないまま、自社のホームページで弔慰金(400万円)と見舞金(200万円)を支払う考えを公表した問題で、遺族らは「話し合いもせず一方的な決定」として、これらを受け取らない意向を明らかにした。

- 2/9 アスベストが建築資材に含まれているかどうかを簡単に判別できる技術を、東北大エネルギー安全科学国際研究センターの橋田俊之教授(材料強度学)と尾家慶彦助手(分子生物学)らの研究グループが開発。アスベストだけが染まる特殊な染料を使い、見ただけで誰でも確認できる。大掛かりな従来の検査法に比べ、短時間でしかも安全に調べられるという。成果はエコケミカルシンポジウムで発表する。
- 2/14 「朝日石綿」(現エーアンドエーマテリアル)の旧横浜工場の周辺住民56人のうち、半数の28人の胸からアスベストが原因とされる「胸膜肥厚斑」が同社の調査で見つかった。また、中皮腫で2人が死亡しており、横浜市は工場との因果関係を調べるため、28人の職歴や居住歴などを調査する。
- 2/15 マツダは、アスベストによる健康被害で、 良性石綿胸水で労災認定を受けて療養中だった元 社員の男性が、6日に死去したと発表した。労災 認定を受けた同社の5人のうち、亡くなったのは 4人目。
- 2/19 関西電力が、発電所などで働い中皮腫など の病気で死亡し、石綿健康被害救済法に基づく労 災時効の救済措置を受けた元社員について、労災

認定の場合に準じて特別弔慰金を支払う社内規定を設けていたことが分かった。関電は金額を明らかにしていないが、遺族の一人によると、6000万円弱を支給されたという。

2/20 尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺のアスベスト被害で、同市は予定していた市民十数万人の健康調査を断念した。青石綿が同工場で使われていた時期(1957-75年)から市内に住み続ける人を対象に、2006年度から実施する方針だったが、対象が広範囲で、「長期間に及ぶ継続的な取り組みは困難」という。調査見送りで、潜伏期間が長い中皮腫など石綿疾患の発症リスクや被害状況の把握は、白紙に戻った。

横浜市鶴見区の「朝日石綿」旧横浜工場付近の住民2人が中皮腫で死亡していたことが、神奈川労災職業病センターの調べでわかった。89年に亡くなった主婦は、戦後から旧工場の約100Mに住んでいた。また、03年に中皮種で死亡した男性は、旧工場から約500メートル離れた鶴見区役所に13年間通勤していた。

厚生労働省は JR 西日本の車両のパイプのつなぎ目などに使うシール剤 12 品目に、アスベストを含む部品が使われていたと発表。部品は密封された状態で、石綿が飛散する恐れはないという。

2/21 工場や倉庫の天井に吹き付けられていたアスベストが飛散して中皮腫になったとして、岡山市織物工場で働いた男性と神戸市の家具販売会社で働いた男性の2人が労災認定されていたことが分かった。吹き付け石綿など建物に由来する労災認定事例が判明したのは初めて。2人とも石綿を直接扱う仕事ではないが、職場の状況によっては中皮腫発症の危険性があることが認められた。現在も吹き付け石綿を使用した建物は多数残ってあり、同様の環境で働いた中皮腫患者に対する労災補償の先例になりそうだ。

朝日石綿の旧横浜工場の周辺住民 28 人の胸から胸膜肥厚斑が見つかった問題で、横浜市はこのうち24人は本人やその家族にアスベスト関連の職業歴がなかったと発表した。市は新年度から健康被害の実態調査を行う方針。

相模女子大は国内の大学・医療機関で初めて、「中皮腫」の予防研究に取り組む「アスベスト障害研究センター」を設立した。

2/26 アスベストによる健康被害で、日本通運と 元従業員の遺族らとの話し合いが尼崎市内であ り、日通側は「見舞金(弔慰金)以上のことは考 えていない」などと文書で示し、遺族らが求める 補償には応じない考えを示した。遺族らは「訴訟 も含めて検討したい」などとしている。

同じ使用者の下で働く労働者の 莫大な格差

地方自治体の非常勤職員の場合

同一の事業場で同一の使用者の下で働いているにも関わらず、労働災害にあった場合の補償が、その職位によって莫大な格差があることについて、どう考えればよいだろう。それが地方自治体という公共団体でのことならどうだろう。

労災保険法や公務災害の補償制度による 各給付の額については、災害が発生した直 前3か月の賃金をもとに算定することが基 本になっており、これに最低補償額が決め られており、長期給付については年齢階層 別最高・最低限度額があり、被災直前の賃金 とその後の生活保障の観点からいろいろな 仕組みを決めている。もちろんこれが最も 公平というには問題がありすぎると言え、 制度改善の必要があるが、ここでは労災保 険制度など以外の「不公平さ」について述べ たいと思う。

非常勤職員の災害補償格差 対応していない自治体がほとんど

前号で地方自治体の非常勤職員の災害補 償について、実際の法令適用が曖昧になっ てしまっていることについて紹介した。そ れも昔の地方公務員災害補償法が制定され た当時の話ではなく、最近の市町村合併の 際に、各種制度調整の際の取り決め時に法 律上誤った適用が行われてしまっていると いう実例だった。

しかし、この非常勤職員がちゃんと法令 どおり労災保険法による補償を受けたり、 誤って地方自治体に制定されている条例に よる補償を受けたりしても、根本的な給付 の額にはほとんど差はない。条例による補 償制度の設定自体に、法律上、「均衡を失し てはならない。」という規定があり、総務省 は地方公務員災害補償制度や労災保険制度 の改正があるたびに、条例の改正を行うよ う地方自治体に行政通達を出しているから である。

ただ、公務災害補償制度と労災保険制度にもともとある格差については、地方自治体が特別の調整措置をとらないとそのままになってしまう。たとえば公務災害の補償制度では条例による補償も含めて、休業補償は第1日目から支給することとなっているが、労災保険制度では3日の待機期間があり、4日目の支給となっている。もちろん3日間については労基法上使用者に6割の

補償責任があるが、少しの格差がある。他に も労働福祉事業の各種給付についてもいろ いろな格差がある。

非常勤職員の条件についてしっかり対応している自治体の場合、この格差を埋めるための特別の条例を作り対応しているが(たとえば後掲の豊中市「労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例」がある。)、ほとんどの自治体にはこのような対応がない。

これによりどういうことが起こるかというと、労災保険の適用となる非常勤職員には、公務災害補償の独自制度である「特別援護金」が支給されないということである。

現行の障害、遺族に関する労働福祉事業の給付は表(12~13ページ)のとおりだが、このうち独自給付である「特別援護金」は、障害の場合1540万円(第1級)から45万円(第14級)、遺族の場合は1860万円となっている。つまり労災保険の適用となる非常勤職員には始めから1860万円(死亡の場合)の格差があることになる。

同じ使用者の下、同じ仕事で被災してもはじめから4860万円の格差

それではこの「特別援護金」制度の趣旨は そもそもどういうことかというと、解説に よれば民間の事業場で労災付加給付制度を 設けていることが多いという状況に対応し たということだそうである。しかしいま地 方自治体では独自の公務災害見舞金制度を 条例として定めていることが多く(大阪府 下は全ての自治体)、その点からいうと官民 格差ということになる。もちろん民間の事業場の労災付加給付も格差が大きいわけだから、そのことをもって官が優遇されていることにはならないだろう。

問題は、地方自治体内の格差である。見舞金条例は都市部や大きい自治体では制定されていることが多いが、全体からみるとまだ少数派である。さらにその中身を調べてみると、地方公務員災害補償法に規定されている「職員」のみをその対象としているものがほとんどである。(もちろん格差への対応をしている自治体の条例は、非常勤も含めてすべてを対象とする規定となっているが、ごく少数派である。)

都市部の条例をみると、死亡や障害等級第1級の職員について、3000万円の支給というのが一般的な水準というところだ。ということは、労災保険の適用対象となる非常勤職員が公務により死亡した場合、1860万円+3000万円でしめて4860万円の格差が始めから存在することになってしまうのである。

たとえばある市の現業職場で、職員であるAさんと非常勤で働いているBさんが一緒に作業をしていて災害にあい、不幸にも死亡したという場合、同じ使用者の下で同じ作業をして同じ原因で死亡しても、始めか支給される額に4860万円の格差があるというわけだ。賃金が異なることによる差は認めるとしても、この格差はいかにも不公平としか言いようがないのではないだろうか。

いうまでもないことだが、災害補償制度 についてその対象が少数であるとか、稀に しかないことというのは言い訳にはならない。労働条件の基本となるべき補償制度について、十分な対応がなされてしかるべきではないだろうか。

豊中市 労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例(公布 平成9.4.1)

(目的)

第1条 この条例は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「法」という。)の適用に当たり、職員の公務災害又は通勤災害に対する休業補償に関することを定めるとともに、その他職員の補償又は福祉事業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員災害補償法 (昭和 42 年法 律第 121 号) 第 2 条第 1 項に規定する職員以外の職員であつて法の適用を受ける者をいう。
- (2) 公務災害 法第7条第1項第1号に規定する 業務災害をいう。
- (3) 通勤災害 法第7条第1項第2号に規定する 通勤災害をいう。

(休業補償等の実施)

第3条 この条例による公務災害又は通勤災害に対する休業補償その他の補償又は福祉事業(以下「休業補償等」という。)の実施については、休業補償等を受けようとする者の請求に基づいて任命権者が行う。

(休業補償)

第4条 職員が公務災害又は通勤災害により負傷し、 又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に 従事することができない場合において、給与その他 の収入を得ることができないときは、その収入を得 ることができない期間につき、法第12条の8第1項 第2号の休業補償給付又は法第21条第2号の休業給 付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭 和49年労働省令第30号)第2条第1号の休業特別支 給金として支給を受けた額が、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、その満たない額に相当する額を、休業補償として支給する。

- (1) その報酬又は給与(以下この号において「報酬等」という。)が月額又は日額で定められている職員 勤務することができない期間において減額された報酬等の額に相当する額
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年豊中市条例第19号)第6条第2号の休業補償及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和49年豊中市規則第22号)第18条第6号に規定する休業援護金として算定される額に相当する額

(この条例に定めがない事項)

第5条 前条に定めるもののほか、休業補償等(前条第2号に規定する休業援護金を除く。以下この条において同じ。)の種類及び内容に関し必要な事項については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の例による。ただし、当該休業補償等と同種の法による保険給付又は労働福祉事業の適用を受けたときは、これらの適用を受けた範囲を限度として休業補償等を行わない。

(請求)

第6条 前2条に規定する休業補償等を受けようとする者は、市長が別に定める請求書を、任命権者に提出しなければならない。

(支給の決定)

第7条 任命権者は、前条の請求書を受理したときは、速やかに審査し、支給の可否の決定を行い、その旨を当該請求を行つた者に通知しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に 生じた公務災害又は通勤災害に係る休業補償 等について適用する。

公務災害[福祉事業一覧表]

平成18年4月現在

	種 類	説明	支 給 内 容
外	科後処置	障害等級第 1~14 級の者で、義肢装着のための断端部再 手術等の処置の必要な者に対して処置等行う。	診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療等又はその費用
補	装具の支給	障害等級第1~14級の者に、必要な補装具の支給。	義肢、装具、義眼、眼鏡、車いす等の支給
	リハビリ テーション	障害等級第 1~14 級の者で、社会復帰のために必要と認められる訓練を行う。	機能訓練、職業訓練等の訓練費用
休	養	障害等級第1~8級の者等で、必要と認められる者に対して温泉保養等の休養を行う。	温泉保養等の休養費用 (1 障害につき7日以内の範囲内で1回限り。)
ア	フターケア	外傷による脳の器質的損傷を受けた者、頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、一酸化炭素中毒症、腰痛又は減圧症を有する者、せき髄損傷者、尿道狭さくを有する者、白内障等の眼疾患を有する者で障害等級表に定める程度の障害が存する者及び慢性のウイルス肝炎となった者等に対して、処置を行う。	診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療等又はその費用
休	業 援 護 金	療養のため勤務することができず、かつ、そのために給 与を受けない期間のある場合に支給する。(実質的に休業 補償の上積を行う制度。)	平均給与額×20/100 又は80/100に満たない差額
	宅介護を行う 護 人 派 遣	傷病補償年金又は障害補償年金(1~3級)受給者で、 居宅において介護を要するものに介護人の派遣等を行 う。	指定事業者からの介護人派遣又は費用の支給 (自己負担3割。)
長援	期家族介護者 護 金	傷病等級又は障害等級第1級である各年金の受給権者 (せき髄その他神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の著しい障害により、常に介護を要する者に限る。)が、当該年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合(その死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。)に、一定の要件を満たす遺族で最先順位にある者(157参照。)に対して、生活援護の趣旨で支給する。ただし、2以上の障害を持つ者が併合によって第1級と決定された場合は、支給対象とならない。	100万円 (受給権者が2以上いる場合は、その人数で除いた額をそれぞれ支給する。)
奨	学援護金	年金たる補償の受給権者等の学費の支弁を援護するものとして、平均給与額が16,000円以下で、学費の支弁が困難であると認められる場合に支給する。	1 人月額 小学校 12,000 円 高校 18,000 円 中学校 16,000 円 大学 39,000 円 (表記学校と同等の学校を含む。)
就	労保育援護金	"の未就学の児童の保育費用を援護するものとして、平均給与額が16,000円以下で、保育所等の保育費用を援護する必要があると認められる場合に支給する。	1 人月額 12,000 円 (幼稚園を含む。)
傷	特別支給金(一時金)	傷病補償年金の受給権者に対し、見舞金の趣旨で支給する。(一時金として、1回支給する。)	傷病等級 1級114万円 3級100万円 2級107万円
病	特別給付金 (年金)	傷病補償年金の受給権者に対し、期末手当等の特別給付を年金給付内容に反映させる趣旨で支給する。(年金として、毎年支給する。)	傷病補償年金額×20/100 (傷病等級 1 級 150 万円×313/365 2 級 150 万円×277/365 3 級 150 万円×245/365 限度。)

7	重 類	説明	支 給 内 容
	特別支給金 (一時金)	障害補償の受給権者に対し、見舞金の趣旨で支給する。 (一時金として、1回支給する。)	□ 障害 1級 2級 3級 4級 5級 342 万円 320 万円 300 万円 264 万円 225 万円 6級 7級 192 万円 159 万円 (障害補償年金受給者) □ 管害 8級 9級 10級 11級 12級 65 万円 50 万円 39 万円 29 万円 20 万円 13級 14級 14 万円 8 万円 (障害補償一時金受給者)
障	特別 援護金 (一時金)	障害補償の受給権者に対し、生活費の一時的出費を援護する趣旨で支給する。(一時金として、1回支給する。)	では、
害	特別給付金(年金)	障害補償年金の受給権者に対し、期末手当等の特別給付を年金給付内容に反映させる趣旨で支給する。(年金として、毎年支給する。)	障害補償年金額×20/100 (1級150万円×313/365 2級×277/365 3級 ×245/365 4級×213/365 5級 ×184/365 6級×156/365 7級 ×131/365 限度。) (障害差額特別給付金;障害補償年金差額一時金の支給がされた場合に調整される。)
	特別給付金 (一時金)	障害補償―時金の受給権者に対し、期末手当等の特別給付を給付内容に反映させる趣旨で支給する。(―時金として、1回支給する。)	障害補償一時金額×20/100 (8級150万円×503/365 9級×391/365 10級 ×302/365 11級×223/365 12級 ×156/365 13級×101/365 14級 × 56/365 限度。)
	特別支給金 (一時金)	遺族補償の受給者に対して、弔慰・見舞金の趣旨で支給する。(一時金として、1回支給する。)	遺族補償年金の受給権者 300万円 " 一時金の受給権者 1,000日の者300万円 700日の者210万円 400日の者120万円
遺	特別援護金 (一時金)	遺族補償の受給権者に対して、生活費の一時的出費を援護する趣旨で支給する。(一時金として、1回支給する。)	公務災害 通勤災害 遺族補償年金の受給権者 1,880 万円 1,130 万円 〃 一時金の受給権者 1,000 日の者 1,860 万円 1,130 万円 700 日の者 1,302 万円 790 万円 400 日の者 744 万円 450 万円
族	特別給付金 (年金)	遺族補償年金の受給権者に対し、期末手当等の特別給付を年金給付内容に反映させる趣旨で支給する。(年金として、毎年支給する。)	遺族補償年金額×20/100 (1人 下記の妻以外の者 150 万円×153/365 55 歳以上又は 一定の障害の状態にある妻×175/365 2人 ×201/365 3人 ×223/365 4人以上 ×245/365 限度。)
	特別給付金 (一時金)	遺族補償―時金の受給権者に対し、期末手当等の特別給付を給付内容に反映させる趣旨で支給する。(一時金として、1回支給する。)	遺族補償一時金額×20/100 (一時金1,000日の者150万円×1,000/365 700日の者 700/365 400日の者 400/366 限度。)







- 第1章 作業関連疾患としての頸肩腕障害
- 第2章 ケイワンをめぐるドラマ
- 第3章 診断と治療
- 第4章 労災請求手続きの概要
- 第5章 意見書作成のポイント
- 第6章 上肢作業障害をめぐる国際的な経過



/頸肩腕障害をはじめとした上肢障害認定マニュアル 申し込み用紙

10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	TH42+ 1
お名前(ふりがな)	団体名など
で住所	電話番号
	FAX 番号
	E-mail
	L man
申込み冊数	
l	

FAX 申し込み先: 03-3636-2372

- E-mail でお申し込みの場合は、上記内容を記入して、roujuiren@bi.wakwak.com までお送りください。
- 発送は4月中旬以降となります。
- ●代金は、振替用紙を同封いたしますので、受け取り後、お振り込みください。
- ●作業の進み具合によって、発行が遅れることがあります。
- 送料は無料です。
- 5 冊以上まとめてご購入の方は、1割引させていただきます。



労基署職員の怠慢を 改めよ!

大阪労働局に申し入れ

大 阪

人らしく働き生活できる 労働法制を!共同行動・大 阪は3月6日、大阪労働局 に申し入れを行った。

「労働局に本来の行政機能を発揮することを求める」申し入れと題し、内容は、関係労組などに相談があった事例より、労働基準監督署に相談や申告を行ったにもかかわらず、十分な対応がとられず、相談した労働者の不利益になるような対応があった事例を具体的にあげ、これら怠慢とも取れる対応について見解を求めるものだった。

申し入れ書は問題点について、1、とにかく親身になってくれない。2、窓口にいる人が相談員か監督官か分からない。3、労働者の泣き寝入りを待っているとしか思えない。4、特に相談員は門前払いの役割を

しているとしか思えない。 5、相談者の側に色々な調 査を自分でせよと押しつけ けくる。6、必要な調査も せず、企業の事情を代弁を する。7、直ぐに労基局で はなく、裁判に行けと言 う。8、具体的な違法行為 すら問題にしない。9、監 督署が本来すべき必要な判 断をしてくれない。10、 労働組合が嫌いらしく、 「労働組合だ」というと対 応しない。11、まるで会 社に抜け道を教えている。 12、監督署にあるはずの 就業規則、36条協定すら 見せてくれない。と列挙し た。

申し入れ書に添付した具体的な事例に目を通した大阪労働局側は、「あってはならないこと」と言ったものの、今後どうするかについては後日、継続交渉のな

かであきらかになるだろ う。

労基署の不誠実対応の事例 ◆事案の要点 ◇問題点や 要望

①大阪中央労基署 賃金 06年5~9月 ユニオン ぼちぼち◆キャバクラで働 く女性から、退職した最後 の月の給与が支払われてい ない、給与額が曖昧で雇用 主もよくわからない、との 相談。直接交渉ではややこ しくなるかもしれないの で、行政から言ってもらお うと申告。店は給与の半分 以下の金額を提示し「給与 体系が変わった」と監督署 に報告◆「双方の言い分が 違うので、これ以上は監督 署はタッチできない」と言 われ、「早く終わりたい」 とも言われた。雇用主を監 督官に聞くと「他に漏らさ ないという条件で聞いた」 と拒否。守秘義務を言うな ら、最後まで責任を持て ②大阪中央労基署 解雇・ 賃金 06年10月~ ゼ ネラルコニオン◆会社の 「業務委託」と組合の「労 働者性しとで主張対立。会 社に労基署が訪問したら、

最初は調査を拒否され、後に「労働者ではない」との 反論が届いた◇「雇用である面と委託である面の両方あり、二面性がある」として勧告を見送ったまま。判断を避けるのは間違っている

③大阪中央労基署 解雇 06年1月 ゼネラルユニ オン◆解雇予告手当を要求 したところ、労働者ではないと言われたので、労基署 に申告。判定は難しいと動 告を見送り◇会社は「予告 手当としてでなければ同額 を支払う」と言い、労基署 も「それを受け取ってほり い」と本人に指導。雇用か を託(請負)かは、いずれに せよ判定すべきことだ。他 の名目で金員を受け取れと 言うのはわかしい

④北大阪労基署 解雇 0 6年10月 全港湾建設支部◆解雇予告を受けたユンボのオペレーターの相談。 免許はあるが経験のない車輌のオペで現場に出ることを指示され、危険だと断ったら解雇を言い渡された◇ 労基法に書かれた解雇制限について判断をしない。明 5かに権利の濫用に当たる 不合理な解雇については、 法に基づいて指導すべき ⑤北大阪労基署 解雇・賃 金 07年1月 RINK ◆中国人男性からの相談。 派遣会社を通じて1ヶ月半 ほど勤務したが、派遣元か ら突然解雇を通告された。 賃金も契約より低かった◇ 会社の反論書類に偽造の疑 いがあったので本人から説 明しようとしたが、話にも 書類にも投げやりな対応。 双方の主張が違うので判断 できないと言われた。その 後、本人の娘が電話したと きも「監督署に来ても無 駄しと言われた

⑥北大阪労基署 賃金 派 遣労働ネットワーク◆在宅 介護ヘルパーの女性の相 談。時給1100円の募集 だが、1時間半だと135 0円に下がる。給与の支払 いも 1ヶ月遅れになってい た◇「ここは労災しか扱っ ていない。大阪府の高齢介 護室介護支援課に行けしと の電話番号を教えるだけの 対応。ややこしそうだから 追い返そう、という気が明 らか。相談も受けてくれな いのが相当ショックのよう だった

⑦天満労基署 賃金 06年6月 ユニオンぼちぼち ◆英会話学校の営業(顧客の獲得)を個人請負でしていたケース。すでに退職しているが、残業代の未払いを請求できないか相談◆相談員らしき人が「個人請負か労働者か曖昧なところだが、すでに辞めているので対応できない」という対応。せめて調査には入ってほしい

⑧大阪西労基署 賃金 0 6年11月 ユニオンおお さか◆医薬品の配送業務に ついていたが、会社は「み なし労働時間 | として30 分の配送手当を支給。しか し、毎日1時間以上の早出 残業となっていたので、残 業代の支払いを申告した◇ 始終業時刻の確認もせず、 会社の「勝手に早出残業し ている」との説明を受けて 問題なしとした。そのうち 労基署が会社と組合の間に 入るので、労基署内で話し 合いをして決着してくれ、 と言い出した。調査をして 37条違反なら是正勧告す べき

⑨大阪南労基署 解雇・賃金・労働時間 05年12

月 天六ユニオン◆会社が36協定を見せないので、労基署で見せてほしいと言うと、「見せられない」「情報公開請求してください」との返答。労基法上の違法実態を示しても、解釈だけで動こうとしない。

 いるか」などと監督官が発言。2回目の聴取は大阪労政課にクレーム付けて開始した

①泉大津労基署 解雇 せんしゅうユニオン◆会社から突然の諭旨退職を言われ、労基署の相談員に話を聞いてもらった◆労基法20条をコピーして説明も方が、やむを得ない事由がある場合はこの限りではないと書かれているし、それ以上は立ち入れないと言われた。その後、いくつかの行政機関や法律相談所に出向き、ようやくユニオンに到達

②岸和田労基署 賃金 0 6年11月 ドッグマンユニオン◆サービス残業代請求の計算方法について相談したが、真摯に相談には のっもらえず、民事訴訟を するしかないと突き放され てガックリした◆法律につ いて初心者だから相談に 行ったのに、諦めさせるよ うな対応だった

③大阪労働局なんでも相談ダイアル 06年4月 せんしゅうユニオン◆過重な労働を強いられ、エスを過ぎました。 はいた はいだった はいだった はいだった はい できない また はい できない から はい から できない から はい はい から はい か



なくせ!労災隠し

まかり通る労災隠しという人権侵害の真相に迫る。

著 毎日新聞大阪本社 労災隠し取材班

発行 アットワークス

(http://atworx.co.jp/works/pub/rosai.html)

定価 1575円

定価 1575円を1450円(税、送料込み)でお売りできます。申し込みは氏名・団体名/お届け先住所/電話番号/ご注文冊数/メールアドレスを明記の上、関西労働者安全センターkoshc2000@yahoo.co.jp、またはFAX06-6942-0278へ

http://www.geocities.jp/koshc2000/rosaikakushibook.html

2月の新聞記事から

2/1 青森市の県道で、14億円を横領した元同公社 職員のチリ人妻の車を追う日本テレビの取材班3人 が乗ったタクシーと演歌歌手の島津亜矢さんの乗ったタクシーが衝突、取材班3人と島津さんの計4人 が軽傷を負った。

滋賀県高島市職員で市内の学校給食センター 調理員の女性が「いじめ」で自殺した事件で、高島市は31日、「業務上の注意以外は確認できなかった」と の調査結果を発表、ただ結果的に監督面などで不備 があったとして、元上司ら職員5人を同日付で厳重 注意処分とした。

2/3 新潟市の「大阪屋」の洋菓子工場で、給湯器 の不具合により、一酸化炭素中毒が発生、従業員の男 性2人、女性8人が軽症。

静岡県富士市の国道1号バイパス下り線で、4トントラックが、道路工事の作業用車両に追突、弾みで別の作業車が押し出され、警備員3人が巻き込まれ、2人が死亡、1人が軽傷。トラックの運転手は重傷、助手席の女性も軽傷。

- 2/4 和歌山市の住友金属工業和歌山製鉄所構内で、 関連会社社員が首から血を流して失血死した。溶け た鉄を鋼材にする型枠の鉄製の先端部分を、クレー ンで交換作業中だった。
- 2/5 広島県東広島市の山陽自動車道下り線志和トンネル内で、研修旅行に向う観光会社「帝釈峡スコラ」の社員 16 人が乗るマイクロバスがタンクローリーと接触、横転。バスを運転していた男性社員と女性社員 1 人が重傷、14 人が軽傷。

85年7月、宮崎市の廃棄物処理工場「エコクリーンプラザみやざき」で作業員2人が死傷した労災事故で宮崎労働基準監督署は、溶融炉内での酸欠防止策が不十分だったとして管理会社の「九州重環オペレーション」と宮崎営業所所長を労働安全衛生法違反容疑で宮崎地検に書類送検。

2/6 東京都板橋区東武東上線ときわ台駅前踏切で、 線路内に入った女性を救助しようとした警察官が電 車にひかれ死亡。女性は骨折などの重傷。

羽田空港の機体整備工場で昨年8月30日、作業員3人が死傷した火災で、大田労働基準監督署は、電気設備工事会社「神電エンジニアリング」と同社関東事業所の部長、現場指揮者を労働安全衛生法違反容疑で東京地検に書類送検した。

- 2/7 1940-60年代に茨城、福島県の炭鉱で働き、じん肺にかかった患者50人が、国に損害賠償を求めた「東日本石炭じん肺訴訟」で、新たに患者5人の和解が水戸地裁で成立した。
- 2/9 仙台労働基準監督署は、2005年7月に交通事故で死亡した大型トラックの男性運転手に、違法な時間外労働などをさせたとして、労働基準法違反の疑いで仙台市の丸中倉庫運輸と同社の運行管理者を書類送検した。
- 2/14 三重県志摩市の大王崎沖を航行していた韓国 船籍の貨物船ゼニス・ライトが消息を絶ち、巡視船が 救命ボートの2人を救助、1人が遺体で見つかった。 海保で行方不明の8人の捜索。

三郷市の「ちくみ幼稚園」で、開園の準備中、漏れていたガスに引火し爆発。一階の一部を焼き、事務長が全治三週間のやけどを負った。

干葉県の成田労働基準監督署の労災担当課長 が腰痛で労災認定された客室乗務員の女性に暴言を 吐き、審査請求を妨害するような発言をしていたこ とが分かり、干葉労働局は謝罪した。

- 2/15 南極海で調査捕鯨をしている日本鯨類研究所 の調査母船「日新丸」で火災が起きた。乗組員 148人 のうち、1人が行方不明、116人はほかの調査船に移 り、31人が運航と消火を続けている。
- 2/17 静岡県浜松市の建設現場の木製足場が崩れ作業員2人が約70 M下に転落し、作業員1人が死亡した。2人は命綱をつけていなかった。
- 2/18 大阪府吹田市であずみ野観光バスのスキーバスが大阪モノレールの橋脚に衝突、アルバイト添乗員が死亡。運転手が肺挫傷、乗客の女性が頸椎損傷など計3人が重傷、残る23人も軽傷。府警は、運転手を業務上過失致死傷容疑と道路交通法違反(過労運転)容疑で立件する方針。
- 2/19 敦賀港で行われている日本原子力発電敦賀原 発3、4号機の増設関連工事で、昨年6月、作業員が 高所から転落、死亡する労災事故があり、敦賀労働基 準監督署は、労働安全衛生法違反容疑で、元請けの東 洋建設と下請けの吉田組船舶と現場責任者2人を福 井地検敦賀支部に書類送致。
- 2/20 05年8月に社員が工場内で左足を負傷し、6 日間休業したのに、同署に報告書を提出せず「労災隠 し」をしたとして香川県の観音寺労基署は、「ちぬや 冷食」と親会社の管理部係長を労働安全衛生法違反 容疑で書類送検した。
- 2/21 中央自動車道八王子料金所で昨年6月、ETCレーンで収受員がトラックにはねられた労災死亡事故で、東京労働局八王子労働基準監督署は、安全対策を怠ったとして、中日本高速道路会社の八王子支社の幹部2人と、収受会社、同社の副社長を、労働安全衛生法違反容疑で東京地検八王子支部に書類送検した。

大阪市西区の阪神高速神戸線上り線と大阪港線との合流地点で、岡山市の運送会社「平賀運送」の大型トレーラーが横転、運転手が腰や胸の骨が折れる重傷を負った。

九州・山口の炭鉱で働き、じん肺になった患者や遺族が国と企業5社に損害賠償を求めている「西日本石炭じん肺福岡訴訟」の和解協議が福岡地裁であり、国と原告9人の和解が成立した。和解条項で、国側は謝罪し再発防止に努力する。

- 2/22 兵庫労働局は労働基準法違反の疑いで、引越 社関西と元姫路支店長代行を書類送検した。昨年3 月、東大阪市の阪神高速で運転手がトラックを居眠 り運転し、車列に追突し死亡。従業員と「時間外労働 に関する協定」を結ばずに運転手に労働基準法の基 準を超える超過勤務をさせた疑い。
- 2/23 北海道の名寄労働基準監督署が、平成15年に 死亡した道内の小児科医の男性の労災を認定してい た。月100時間を超える過労が原因として遺族が申請 していた。
- 2/26 作業員 11 人が死傷した 04 年 8 月の関西電力 美浜原発3 号機の蒸気噴出事故で、福井県警敦賀署 捜査本部は業務上過失致死傷容疑で旧若狭支社の元 チーフマネジャーや同原発の元機械保修課長ら 6 人 を書類送検。元チーフマネジャーらが事故で破裂し た配管が未点検だった事実を把握し、事故の可能性 を予見できたにもかかわらず、適切な措置を怠った ことが過失に当たると判断した。
- 2/27 松江市の家屋新築工事現場で男性作業員が梁から転落し死亡した事故で、松江労働基準監督署は、建設業「藤原住宅」経営者を労働安全衛生法違反の疑いで松江地検に書類送検した。